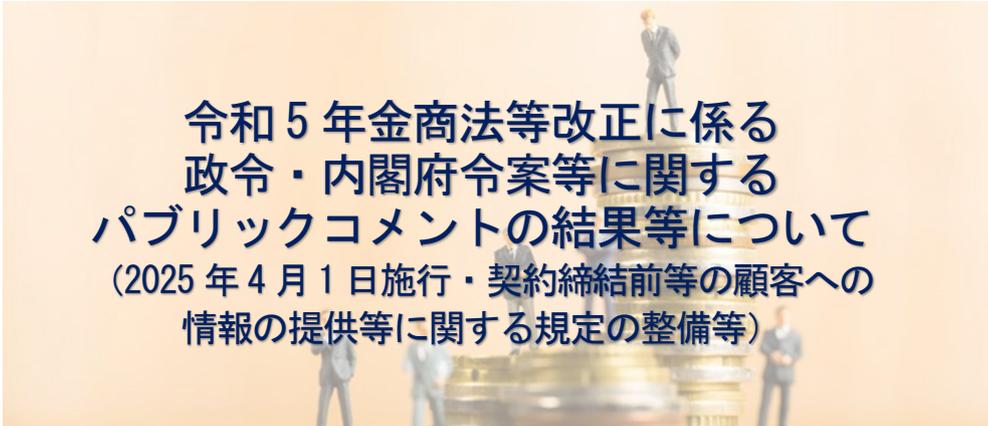


岩田合同法律事務所 ニュースレター
2025年3月

金融法務トピックス



令和5年金商法等改正に係る 政令・内閣府令案等に関する パブリックコメントの結果等について (2025年4月1日施行・契約締結前等の顧客への 情報の提供等に関する規定の整備等)

弁護士 [三浦貴史](#)

弁護士 [新實研人](#)

1. はじめに

2023年11月20日に成立した「金融商品取引法等の一部を改正する法律」(令和5年法律第79号)のうち次の①～③についての改正(以下「**本金商法等改正**」)に係る政令・内閣府令案等(以下「**本政府令等改正**」)に関して、2025年2月7日にパブリックコメントの結果(以下「**本パブコメ結果**」)が公表されました¹。本金商法等改正及び本政府令等改正は、2025年4月1日に施行されます。

- ① 契約締結前等の顧客への情報の提供等に関する規定の整備
 - ・ 契約締結前等における情報提供の方法を定める
 - ・ 顧客属性に照らして行う説明義務の適用除外を定める
 - ・ 情報提供の方法に応じクーリングオフの起算日の明確化を行う 等
- ② 目論見書の電子提供に係る規定の整備
- ③ 課徴金納付命令に係る審判手続のデジタル化に係る規定の整備

本金商法等改正及び本政府令等改正の背景には、社会的にデジタルツールの活用が進んでいく中で、金融商品取引契約に係る情報の提供についても、顧客のデジタル・リテラシーを主体的に判断した上で、デジタルツールを効果的に活用して、充実した内容を分かりやすく顧客に対して提供できるようにすることが重要との考えがあるとされます。以下、本金商法等改正及び本政府令等改正並びに本パブコメ結果について、特に重要と思われる上記①に絞って解説します。

2. 契約締結前等の顧客への情報の提供等に関する規定の整備

¹ [令和5年金融商品取引法等改正に係る政令・内閣府令案に関するパブリックコメントの結果等について：金融庁](#)

(1) 契約締結前等における情報提供の方法

ア 本金商法等改正及び本政府令等改正の概要

本金商法等改正前の金融商品取引法（以下「改正前金商法」）においては、例えば37条の3の見出しが「契約締結前の書面の交付」であることからわかるとおり、金融商品取引業者等は、原則として契約締結前交付書面、契約締結時交付書面及び運用報告書等を紙媒体の書面で交付する義務を負っており、顧客の承諾を得た場合には例外的に（書面の交付に代えて）電磁的方法による情報提供が認められる、という建付けになっております。

本金商法等改正後の金融商品取引法（以下「改正後金商法」）においては、例えば37条の3の見出しが「契約締結前の情報の提供等」と改められ、上記の書面の交付義務が情報提供義務に変更されました。かかる情報提供は、書面を交付する方法又は電磁的方法により提供する方法のいずれかを選択して行うことができます（本政府令等改正後の金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「改正後業府令」）79条1項など）。但し、電磁的方法により提供する方法を選択する場合には、事前に顧客の承諾を得ること又は事前に顧客に対し一定の事項（①電磁的提供を行うこと、②電磁的提供の方法、③ファイルへの記録の方式、④書面交付を請求することができること）を告知すること（以下「電磁的提供告知」）のいずれかが必要となります²。（改正後業府令79条2項など）。また、いずれにしても、顧客から書面を交付する方法による情報提供の請求があった場合には、これに応じる必要があります（改正後業府令79条1項柱書括弧書など）。

このように、改正後金商法においては、顧客の承諾を得なくとも、顧客に対して電磁的提供告知を行えば、電磁的方法により情報提供を行えるようになりました。この際、金商法等に従った適切な電磁的提供告知をすることがポイントとなります。また、顧客から請求されれば書面を交付しなければならない点には、留意する必要があります。

イ 本パブコメ結果の概要

本パブコメ結果のうち重要と思われるものは、以下のとおりです。

- ・「情報提供の方法を検討する際は、各金融商品取引業者等において、顧客のデジタル・リテラシーを主体的に判断する必要があります。」（本パブコメ結果No.8）
- ・「今般の法改正によって書面交付による情報提供を原則とする旨の…規定が改正されたことのみを理由に、書面の交付を想定した業務方法書の記載を一律に修正することは必ずしも要しないと考えられます。」（本パブコメ結果No.9）
- ・「取引の種類ごとに…情報提供の方法を分けることは妨げられないと考えられます。」（本パブコメ結果No.11）

² なお、日本証券業協会が、「書面の電磁的方法による提供等の取扱いに関する規則」等の関連自主規制規則や、「電磁的方法による交付に関するQ&A（2025年2月版）」（[2502denzikouhuQA.pdf](#)）、「契約締結前の情報提供等義務に関するQ&A（2025年3月版）」（[2503maeshomenqa5.pdf](#)）の改訂を行ったほか、「顧客に対する情報の提供においてデジタル原則を選択する際の顧客周知における留意事項（ガイドライン）」の公表をしています。

- ・改正後金商法 37 条の 3 第 1 項の「あらかじめ、顧客に対し、…情報を提供しなければならない」という定めに関して、「例えば 1 年以内であっても、顧客への情報提供と契約締結日が大きく離れる場合等は、基本的には、契約締結と近接する時点において改めて…情報提供を行うべきものと考えられます。」(本パブコメ結果No.12)
- ・本パブコメ結果No.17において、概要、電磁的提供告知の後に行われる一切の取引に係る情報提供を対象とすることを明示した上で電磁的提供告知を行った場合は、取引の都度電磁的提供告知を行わずとも、情報提供を電磁的方法により行うことができるとされております。
- ・改正後業府令 79 条 1 項柱書に基づく顧客からの書面を交付する方法による情報提供の請求について、「金融商品取引業者等の事務処理の都合上、…請求後直ちに書面の交付による情報の提供を行うことができないと見込まれるときは、実務上の工夫として、金融商品取引業者等において、当該請求後一定の期間を置いて書面の交付による情報提供を行うことも許容されるものと考えられます。ただし、当該期間は、金融商品取引業者等が書面の交付による情報提供の準備を行うため必要最小限のものであるべきと考えられます。³」(本パブコメ結果No.19)
- ・本パブコメ結果No.20,21 において、概要、(1)電磁的提供告知の方法について特段の制限はない、(2)電磁的提供告知は、顧客が告知内容を確実に認識することができる方法により行われべきである、(3)具体的な顧客への告知の方法は、それぞれの業務状況や顧客のデジタル・リテラシー等を踏まえ検討すべきだが、電子メールを利用できない顧客に対して電子メールで告知を行う場合は、電磁的提供告知が行われたとは認められない、(4)一般に、単にウェブサイト上において周知するのみでは、電磁的提供告知が行われたとは認められないとされております。
- ・電磁的方法による情報提供に関して、「例えば、ウェブ画面に表示する方法を用いる場合には、金融商品取引業者等において所定の大きさの文字・数字で表示されるような設定をしていれば、電磁的方法により当該情報の提供を受けた顧客の側が設定を変更したとしても、特段の問題はないものと考えられます。」(本パブコメ結果No.22,23)

(2) 顧客属性に照らして行う説明義務の適用除外

ア 本金商法等改正及び本政府令等改正の概要

改正前金商法においては、契約締結前交付書面等の交付に際して、金融商品取引業者等が顧客の知識、経験、財産の状況及び金融商品取引契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明をすることなく、金融商品取引契約を締結する行為が禁

³ もっとも、この場合には、(電磁的方法により提供する方法を選択する場合の)顧客の承諾の取得又は電磁的提供告知を行う際に、「顧客に対し、その請求をした日から一定期間後に書面交付による情報提供を行うこととなる旨及び当該請求日から一定期間経過するまでは書面交付による情報提供を受けられず、金融商品取引契約を締結することができないおそれがあることを顧客に示すことが望ましいと考えられます。」(本パブコメ結果No.19)

止行為として定められています（改正前金商法 38 条 9 号、本政府令等改正前の金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「改正前業府令」）117 条 1 項 1 号）。

改正後金商法においては、金融商品取引業者等が、契約締結前の情報提供時に、顧客の知識、経験、財産の状況及び当該金融商品取引契約を締結しようとする目的（顧客属性）に照らして、当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度により説明をすることが、金商法本体にて義務付けられ（改正後金商法 37 条の 3 第 2 項）（以下「**実質的説明義務**」）、代わりに、本政府令等改正により、改正前業府令 117 条 1 項 1 号は削除されました。一方で、顧客属性に照らして契約締結前の情報提供のみで当該顧客が内容を理解したことを適切な方法により確認した場合や、上記説明を要しない旨の当該顧客の意思の表明があった場合等においては、例外的に実質的説明義務が免除されることが定められました（改正後業府令 96 条の 2 第 2 項）。

イ 本パブコメ結果の概要

本パブコメ結果のうち重要と思われるものは、以下のとおりです。

実質的説明義務の内容について

- ・ 「基本的には、顧客が金融商品取引業者等との間で双方向的にやりとりをしながら説明を受けられることができるような方法によって、説明を行うことが望ましいと考えられます。もっとも、双方向的にやりとりをしながら説明を行うのと可能な限り類似の状態を確保するための措置がとられるのであれば、口頭での説明が常に求められるものではないと考えられます。」（本パブコメ結果No.2~4）
- ・ 本パブコメ結果に示された具体的な説明における措置の例は、以下のとおりです。

<p>動画を用いた説明を行う場合</p>	<p>「説明の内容について顧客から問合せがあった場合は口頭による説明を行う態勢を整備するとともに、顧客が説明の内容を確認したと合理的に認められるまでは金融商品取引契約を締結することができないようにする観点から顧客が動画の閲覧を完了した後に金融商品取引契約の申込みを行うようにすること等が考えられます。」（本パブコメ結果No.2~4）</p>
<p>過去に類似の内容の金融商品取引契約を複数回締結したことがある顧客に対して説明を行う場合</p>	<p>「当該説明の内容について過去の契約締結前に行った説明との間にごく軽微な相違があるにとどまるときには、当該相違についてわかりやすく表現した書面等を顧客に提供したうえで、当該書面等を顧客に読んでもらうことをもって…説明を行ったと認められる場合もあると考えられますが、そのような場合においても、…双方向的にやりとりをしながら説明を行うのと可能な限り類似の状態を確保するための措置をとっていただく必要があると考えられます。」（本パブコメ結果No.2~4）</p>

AIによる自動のチャットボット等により、顧客からの質問として想定されるものに対する回答を事前に作成し、顧客が必要に応じて当該回答を確認することができるような措置をとる場合	「(当該) 措置をとることは妨げられません。ただし、この場合であっても、かかる措置のみで顧客の疑問が解消されるとは限らないため、…顧客が金融商品取引業者等との間で双方向的にやりとりをしながら説明を受けられる態勢を整備することが望ましいと考えられます。」(本パブコメ結果No.55,56)
---	---

- ・説明が適切に行われたことを事後的に確認するための実務上の工夫の例としては、顧客への説明に使用した資料や、「いつ、どのような説明を行ったか等、顧客との折衝記録を保存する方法が考えられます。」(本パブコメ結果No.39)

実質的説明義務の除外事由について

- ・改正後業府令 96 条の 2 第 2 項 1 号

顧客において内容を理解したことを確認する「適切な方法」について、本パブコメ結果及び本金融商法等改正後の金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(以下「改正後監督指針」)⁴Ⅲ-2-3-2-4(2)③に示された具体的な態様は、主に以下のとおりです。

対面の場合	「例えば、顧客が、改正後金商法 37 条の 3 第 1 項により情報の提供を受け、その情報提供事項の内容を理解した上で、十分に理解した旨の意思表示を金融商品取引業者等に提出する書面において行う(チェックボックスへの記入等)場合も、『…適切な方法により確認した場合』に該当しうるものと考えられます」(本パブコメ結果No.40,41)
電話の場合	「顧客が情報提供事項の内容を十分に理解した旨の意思表示を電話で行い、金融商品取引業者等が事後検証を可能とするために録音しておく方法」も、「適切な方法により確認した場合」に該当しうるものと考えられます。(本パブコメ結果No.40,41)
インターネットの場合	「例えば、金融商品取引をインターネットを通じて行う場合には、顧客がその操作する電子計算機の画面上に表示される情報提供事項を読み、その内容を理解した上で画面上のボタンをクリックする等の方法が考えられる。この場合においても、当該情報提供事項が一般的に分かりやすく表示されている必要があり、顧客が希望するときは適切な説明がなされる態勢を整備する必要があることに留意する。また、顧客属性や取引の内容等によっては、単にかかる方法によって顧客の理解を確認しただけでは『適切な方法』による確認が行われたといえない場合があることに留意する。」(改正後監督指針Ⅲ-2-3-2-4(2)③)

⁴ <https://www.fsa.go.jp/news/r6/shouken/20250207/08.pdf>

	<p>(※「例えば、顧客の乏しい投資知識・経験・投資判断能力等を踏まえると、当該顧客がその操作する電子計算機の画面上に表示される情報提供事項を読んだだけでは、商品の複雑性やリスクの高さ等を理解しているとは考え難い取引を行うような場合には、顧客が形式的には、情報提供事項の内容を理解した旨のボタンをクリックした等のときであっても、『適切な方法』により確認したとはいえないと評価され得ると考えられます。」(本パブコメ結果No.51,52))</p>
--	--

・ 改正後業府令 96 条の 2 第 2 項 2 号

「説明を要しない旨の当該顧客の意思の表明」について、本パブコメ結果及び改正後監督指針Ⅲ-2-3-2-4(2)④に示された具体的な留意点は、主に以下のとおりです。

- ✓ 「『説明を要しない旨の顧客の意思の表明』については、あくまで顧客が取引の内容や金融商品のリスク等を正しく認識した上で、その自主的な判断に基づいて行われる必要がある」(改正後監督指針Ⅲ-2-3-2-4(2)④)
- ✓ 「意思の表明が金融商品取引業者等から要求されたものであり、顧客本人による自発的な意思に基づくものではない場合には、『説明を要しない旨の当該顧客の意思の表明』…があったとはいえないと考えられる」(改正後監督指針Ⅲ-2-3-2-4(2)④、本パブコメ結果No.50)
- ✓ 「説明を要しない旨の当該顧客の意思の表明」の具体例として、「例えば、当該取引と類似の取引実績が豊富であって、相場の上昇局面のみならず下降局面も経験しており、過去に苦情等の申出もなく、勧誘時等における当該顧客との会話の内容等を総合的に勘案し、当該顧客が市場リスク等を認識した上で意思表示を行っていると考えられる場合等が挙げられます。」(本パブコメ結果No.59)

【執筆者】



三浦 貴史（弁護士）

E-mail: takashi.miura@iwatagodo.com

東京大学法学部卒業、東京大学法科大学院卒業、2017年弁護士登録。金融（バンキング、レギュラトリー、ファイナンス取引、FinTechなど）、紛争解決、M&A、コーポレートを中心に、企業法務全般を幅広く取り扱っている。



新實 研人（弁護士）

E-mail: kento.niimi@iwatagodo.com

大阪大学法学部法学科卒業、2019年弁護士登録。金融（バンキング、レギュラトリー、ファイナンス取引など）、経済法・競争法、ジェネラルコーポレート等の企業法務全般を取り扱っている。

岩田合同法律事務所

1902年（明治35年）、司法大臣や日本弁護士連合会会長を歴任した故・岩田宙造弁護士が「岩田宙造法律事務所」を創立したことに始まる、我が国において最も歴史のある法律事務所の一つです。創立当初より、我が国を代表する企業等の法律顧問として広範な分野で多数の企業法務案件に関与しております。日本人弁護士約100名が所属するほか、日本語対応も可能な中国法弁護士、フランス法弁護士、米国法弁護士等も所属し、特別顧問として、元金融庁長官中島淳一氏が在籍しております。

〒100-6315 千代田区丸の内二丁目4番1号 丸の内ビルディング15階
岩田合同法律事務所 広報： newsmail@iwatagodo.com

※本ニュースレターは一般的な情報提供を目的としたものであり、法的アドバイスではありません。また、その性質上、法令の条文や出展を意図的に省略している場合があり、また情報としての網羅性を保証するものではありません。個別具体的な案件については、必ず弁護士にご相談ください。